

浜松市障がい者基幹相談支援センター事業事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市障がい者基幹相談支援等事業実施要綱(以下「要綱」という。)に規定する浜松市障がい者基幹相談支援センター事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の2第1項及び地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び要綱に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援体制の強化の取組みや権利擁護・虐待防止のための支援等の業務を障がい者基幹相談支援センター(以下「センター」という。)にて実施することで、もって障がい者や障がい児(以下「障がい者等」という。)その保護者等への支援に寄与することを目的とする。

(センターの設置の届出等)

第3条 要綱第3条3項の規定により受託した法人(以下「事業者」という。)は、浜松市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年浜松市規則第44号)第16条の5から第16条の7までの規定により届け出るものとする。

(業務内容)

第4条 センターは、法第77条(第1項第4号を除く。)及び第77条の2に定める事業に加え、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 浜松市障がい者相談支援センター、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、その他の相談機関への助言、人材育成等地域の相談支援の質の向上に関する業務
- (2) 成年後見制度、障がい者に対する虐待防止等の権利擁護に関する業務
- (3) その他市域における相談支援の中核的な役割を担うにあたって必要な業務

(センターの対象地域)

第5条 センターは、市全域を対象とする。

- 2 センターは、浜松市障がい者相談支援センターに対する市全体の広域調整等を行い、効果的かつ有機的な連携体制を構築するものとする。

(業務時間)

- 第6条 センターの業務時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、センターは、必要に応じて、夜間、休日等の時間帯に対応できる連絡体制を確保するものとする。

(職員体制等)

- 第7条 センターには、障がい者の相談支援に関して十分な経験と高度な知識のある職員として、相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条に規定する相談支援専門員をいう。)を5名以上配置する。
- 2 相談事業を効果的に実施するため、相談事業に従事する職員は、社会福祉士1名以上、精神保健福祉士1名以上、このほか、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、作業療法士、その他これに準ずる資格を有する者を計3名以上配置するものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、事業を効果的に実施するため、事務を担当する職員を配置するよう努めるものとする。

(事業計画書等の提出)

- 第8条 事業者は、毎年度4月10日までに次に掲げる書類を作成し、市長に提出しなければならない。
- (1) 浜松市障がい者基幹相談支援センター事業計画書(第1号様式)
- (2) 浜松市障がい者基幹相談支援センター事業収支予算書(第2号様式)
- (3) 浜松市障がい者基幹相談支援センター事業職員調書(第3号様式)

(実施状況及び実績の報告等)

- 第9条 事業者は、事業を実施した月の翌月10日までに、浜松市障がい者基幹相談支援センター事業実施状況報告書(第4号様式)を事業実施者に作成させ、市長に提出しなければならない。
- 2 事業者は、会計年度終了後速やかに、次に掲げる書類を作成し、市長に提出しなければならない。
- (1) 浜松市障がい者基幹相談支援センター事業実施報告書(第5号様式)
- (2) 浜松市障がい者基幹相談支援センター事業収支決算書(第6号様式)
- 3 市長は、第1項及び第2項の報告のほか必要があると認めるときは、事業者に対し、事業に係る業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 市長は、第1項及び第2項の報告又は第3項の調査の結果、事業の機能が十分に果た

されていないと認められるときは、事業の委託を取消することができるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

浜松市障がい者基幹相談支援センター事業計画書

（あて先）

浜 松 市 長

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

1 事業所の状況

事業所の名称	
電話 / F A X 番号	
電子メールアドレス	

2 職員の状況

氏 名	資格の有無等	勤務体系	備 考 (役職・担当業務内容等)
	相談支援専門員・社会福祉士・精神保健福祉士 その他 ()	常勤・非常勤・アルバイト その他 ()	
	相談支援専門員・社会福祉士・精神保健福祉士 その他 ()	常勤・非常勤・アルバイト その他 ()	
	相談支援専門員・社会福祉士・精神保健福祉士 その他 ()	常勤・非常勤・アルバイト その他 ()	
	相談支援専門員・社会福祉士・精神保健福祉士 その他 ()	常勤・非常勤・アルバイト その他 ()	
	相談支援専門員・社会福祉士・精神保健福祉士 その他 ()	常勤・非常勤・アルバイト その他 ()	
	相談支援専門員・社会福祉士・精神保健福祉士 その他 ()	常勤・非常勤・アルバイト その他 ()	
	相談支援専門員・社会福祉士・精神保健福祉士 その他 ()	常勤・非常勤・アルバイト その他 ()	

3 運営体制

業務時間 (曜日・時間・休業日等)	
緊急時の連絡体制	

4 地域の相談支援事業者への専門的な支援の実施

業務	実施計画
専門的な指導、助言	
困難事例への対応	
ケース会議の実施	
サービス等利用計画の 作成支援	
その他	

5 地域の相談支援体制の強化の取組み

業務	実施計画
<p>地域の相談支援事業者 の人材育成支援</p>	
<p>地域の相談機関との 連携強化</p>	
<p>浜松市障がい者自立 支援協議会の運営への 専門的見地による協力</p>	
<p>その他</p>	

6 地域移行・地域定着の促進の取組み

業務	実施計画
<p>障害者支援施設や 精神科病院等へ 地域移行に関する普及 啓発を行うとともに、 地域生活を支えるため の体制整備に係る コーディネート</p>	
<p>再犯の防止等の推進に 関する法律(平成 28 年 法律第 104 号)に基づ く、障がい者等の再犯 防止に関する相談業務</p>	
<p>その他</p>	

7 権利擁護・虐待防止のための支援

業務	実施計画
地域の相談支援事業者等を対象とする成年後見制度に関する研修会の開催	
地域の相談支援事業者等を対象とする虐待防止のための研修会の開催	
地域の相談支援事業者等からの成年後見制度利用支援や虐待防止に関する相談	
成年後見人制度の申立て及び報酬助成窓口機関と関係性を構築するとともに、申立てや助成に関する手続きや技術の支援	
虐待通報の窓口機関と関係性を構築するとともに、虐待の有無等の判断方法や対処方法に関する助言	
その他	

8 各種情報の収集、集約、発信、調査研究

業務	実施計画
<p>障がい者等にとって 必要な各種情報の 収集、集約</p>	
<p>障がい特性や 年齢等に配慮した、 わかりやすい方法に よる多様な情報発信</p>	
<p>その他サービスの選 択や相談支援の提供 に資する障害福祉サ ービス事業者等の社 会資源情報等の 収集、集約、発信</p>	
<p>その他</p>	

9 その他の取組み

業務	実施計画

第2号様式（第8条関係）

浜松市障がい者基幹相談支援センター事業収支予算書

（単位 円）

収入 科 目	収 入 額	内容説明（算出基礎等）
収入合計		

（単位 円）

支出 科 目	支 出 額	内容説明（算出基礎等）
支出合計		

第3号様式（第8条関係）

浜松市障がい者基幹相談支援センター事業職員調書

氏名		性別		生年月日	年	月	日	歳
住所								
電話 / 携帯番号								
職歴								
資格等								
勤務時間等	曜日	勤務時間（1日）	休憩時間	週実労働時間	休日（勤務をしない日）			
		時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	1週間あたり 日 時間	夏季休暇	日	冬期休暇	日
		時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで		年次有給休暇	日	その他休暇	日

注意 資格証明書の写しを添付すること。

浜松市障がい者基幹相談支援センター相談機能強化事業実施状況報告書

年 月 日

（あて先）浜松市長

事業実施者
所在地
職名及び代表者氏名

年 月分の相談機能強化に係る事業実施状況を次のとおり報告します。

1 地域の相談支援事業所への専門的な助言（すでに相談支援事業所が関わっているもの）

(1) 支援方法（延べ件数）

区分	訪問	来所	同行	電話	電子メール	会議	調整	その他	合計
指導・助言									
OJT									
合計									

(2) 主な相談内容 相談経緯が本人・親族等からの場合、引き継いだ相談機関の対象種別に計上

対象	関わり方	制度理解	社会資源利用	障害理解	関係機関調整	計画作成	再犯防止	その他	合計
委託相談									
指定相談									
その他									
合計									

対象が「その他」の場合、その詳細について下記に記入すること

相談元機関名	居住区	年齢区分	障害種別	相談内容・助言指導・OJT内容

「年齢区分」の欄には以下の年齢に該当する区分に応じた数字を記入すること

0～6歳（未就学児） 7～12歳（小学生） 13～15歳（中学生） 16～18歳
19～39歳（成年前期） 40～64歳（成年後期） 65歳以上（高齢） 不明

(3) 支援対象となった障害者等の障害種別 重複の場合は当てはまるものすべてに計上

	身体障害	知的障害	精神障害	難病	重症心身障害	発達障害	高次脳機能	その他 (不明・未受診)	実人員	(再掲) 重複者数
障害者										
障害児										
計										

(4) 地域の相談支援事業所にとって困難事例であったものへの対応（再掲）

ケース数	対応件数

2 地域の相談支援体制の強化の取り組み

(1) 地域の相談支援事業者の人材育成支援（研修の実施）に関する業務

件

記入欄は適宜追加して記入すること

実施日	曜日	場所	研修名	参加人数	研修カテゴリー					
日 ()										
日 ()										
日 ()										

「研修カテゴリー」の欄には以下の内容に応じた数字の項目に を記入すること（複数選択可）

相談支援の技術を高める研修会 障がい特性に対応した支援技術を学ぶ研修会 その時々ニーズに応じた研修会
 自立支援協議会構成員を対象とした研修会 成年後見制度に関する研修会 虐待防止のための研修会
 その他の研修会

(2) 地域の相談機関との連携強化の取り組み

件

記入欄は適宜追加して記入すること

実施日	曜日	内容	備考
日 ()			
日 ()			
日 ()			

(3) 障害者相談支援事業所連絡会への協力

件

記入欄は適宜追加して記入すること

実施日	曜日	内容	備考
日 ()			
日 ()			
日 ()			

(4) 浜松市障がい者自立支援協議会の運営への協力

市協議会

件

記入欄は適宜追加して記入すること

実施日	曜日	内容	備考
日 ()			
日 ()			
日 ()			

区連絡会

件

記入欄は適宜追加して記入すること

実施日	曜日	内容	備考
日 ()			
日 ()			
日 ()			

その他

件

記入欄は適宜追加して記入すること

実施日	曜日	内容	備考
日 ()			
日 ()			
日 ()			

3 地域移行・地域定着に関する取り組み

件		記入欄は適宜追加して記入すること	
実施日	曜日	内容	備考
日	()		
日	()		
日	()		

4 権利擁護・虐待防止のための支援に関する業務（研修会実施を除く）

件		記入欄は適宜追加して記入すること	
実施日	曜日	内容	備考
日	()		
日	()		
日	()		

5 各種情報の収集・集約・発信・調査研究に関する業務

件		記入欄は適宜追加して記入すること	
実施日	曜日	内容	備考
日	()		
日	()		
日	()		

6 その他の取り組み

--

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

浜松市障がい者基幹相談支援センター事業実施報告書

（あて先）

浜 松 市 長

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

年度の浜松市障がい者基幹相談支援センター事業が完了したので、浜松市障がい者基幹相談支援センター事業事務処理要領第9条の規定により、次のとおり報告します。

なお、事業実施に関する統計は、別紙のとおりです。

1 地域の相談支援事業者への専門的な支援の実施

業務	実施内容
専門的な指導、助言	
困難事例への対応	
ケース会議の実施	
サービス等利用計画の 作成支援	
その他	

2 地域の相談支援体制の強化の取組み

業務	実施内容
地域の相談支援事業者の人材育成支援	
地域の相談機関との連携強化	
浜松市障がい者自立支援協議会の運営への専門的見地による協力	
その他	

3 地域移行・地域定着の促進の取組み

業務	実施内容
障害者支援施設や 精神科病院等へ 地域移行に関する普及 啓発を行うとともに、 地域生活を支えるため の体制整備に係る コーディネート	
再犯の防止等の推進に 関する法律(平成28年 法律第104号)に基づ く、障がい者等の再犯 防止に関する相談業務	
その他	

4 権利擁護・虐待防止のための支援

業務	実施内容
地域の相談支援事業者等を対象とする成年後見制度に関する研修会の開催	
地域の相談支援事業者等を対象とする虐待防止のための研修会の開催	
地域の相談支援事業者等からの成年後見制度利用支援や虐待防止に関する相談	
成年後見人制度の申立て及び報酬助成窓口機関と関係性を構築するとともに、申立てや助成に関する手続きや技術の支援	
虐待通報の窓口機関と関係性を構築するとともに、虐待の有無等の判断方法や対処方法に関する助言	
その他	

5 各種情報の収集、集約、発信、調査研究

業務	実施内容
<p>障がい者等にとって 必要な各種情報の 収集、集約</p>	
<p>障がい特性や 年齢等に配慮した、 わかりやすい方法に よる多様な情報発信</p>	
<p>その他サービスの選 択や相談支援の提供 に資する障害福祉サ ービス事業者等の社 会資源情報等の 収集、集約、発信</p>	
<p>その他</p>	

6 その他の取組み

業務	実施内容

7 事業の評価、課題、提言等

業務	実施内容
事業の総括（効果）	
事業の課題	
課題解決に向けた提言	

浜松市障がい者基幹相談支援センター相談機能強化事業実施報告書(統計)

年 月 日

(あて先)浜松市長

事業者
所在地
職名及び代表者氏名

年度分の相談機能強化に係る事業実施統計は次のとおりです。

1 地域の相談支援事業所への専門的な助言(すでに相談支援事業所が関わっているもの)

(1) 支援方法(延べ件数)

区分	訪問	来所	同行	電話	電子メール	会議	調整	その他	合計
指導・助言									
OJT									
合計									

(2) 主な相談内容 相談経緯が本人・親族等からの場合、引き継いだ相談機関の対象種別に計上

対象	関わり方	制度理解	社会資源利用	障害理解	関係機関調整	計画作成	再犯防止	その他	合計
委託相談									
指定相談									
その他									
合計									

(3) 支援対象となった障害者等の障害種別 重複の場合は当てはまるものすべてに計上

	身体障害	知的障害	精神障害	難病	重症心身障害	発達障害	高次脳機能	その他 (不明・未受診)	実人員	(再掲) 重複者数
障害者										
障害児										
計										

(4) 地域の相談支援事業所にとって困難事例であったものへの対応(再掲)

ケース数	対応件数

2 地域の相談支援体制の強化の取り組み

(1) 地域の相談支援事業者の人材育成支援（研修の実施）に関する業務

_____ 件 _____ 人

【研修カテゴリー内訳】 重複有

相談支援の技術を高める研修会	件
障がい特性に対応した支援技術を学ぶ研修会	件
その時々ニーズに応じた研修会	件
自立支援協議会構成員を対象とした研修会	件
成年後見制度に関する研修会	件
虐待防止のための研修会	件
その他の研修会	件

(2) 地域の相談機関との連携強化の取り組み

_____ 件

(3) 障害者相談支援事業所連絡会への協力

_____ 件

(4) 浜松市障がい者自立支援協議会の運営への協力

市協議会
_____ 件

区連絡会
_____ 件

その他
_____ 件

3 地域移行・地域定着に関する取り組み

_____ 件

4 権利擁護・虐待防止のための支援に関する業務（研修会実施を除く）

_____ 件

5 各種情報の収集・集約・発信・調査研究に関する業務

_____ 件

6 その他の取り組みの総括

7 次年度への引き継ぎ事項、その他、継続的・計画的な事業展開を想定した事業方針・意見等

第6号様式(第9条関係)

浜松市障がい者基幹相談支援センター事業収支決算書

(単位 円)

収入 科目	収入額	内容説明(算出基礎等)
収入合計		

(単位 円)

支出 科目	支出額	内容説明(算出基礎等)
支出合計		